

# サンシープラザ入居規則

改正 令和6年8月1日

## (目的)

第1条 この入居規則は、対象物件に属する敷地、建物、付属施設の使用ならびに入居者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とし、サンシープラザ管理組合が定める。

## (賃借人の責任)

第2条 賃借人は、入居者及びその家族、知己、訪問者等（以下、「関係者」という。）に対しても、入居規則を遵守させる義務を負うものとし、関係者の行為についても、賃借人の責任に帰するものとする。

## (専有部分・共用部分・敷地内での禁止事項)

第3条 賃借人及び関係者は、使用にあたり次の行為をしてはならない。尚、共用部分には、ベランダを含むものとする。

- (1) 23時から翌朝8時までの時間帯に、入居者以外の者（ただし、入居者の家族は除く）が専有部分・共用部分・敷地内に立ち入る行為。
- (2) テレビ、スマートフォン、ラジオ、ステレオ等の音量を上げる行為。
- (3) 麻雀及び楽器を演奏する行為。
- (4) 大声を出す、大きな雑音を出すなど、他の入居者に騒音をおよぼす全ての行為。
- (5) 専有部分・共用部分・敷地内における喫煙
- (6) 共用部分の不法占有、及び私物（タイヤ・傘・植栽等）及びごみを放置する行為。
- (7) ベランダに物干しを常設する行為。
- (8) 自転車を駐輪ラックの登録番号以外の場所に駐輪する行為（ただし、自転車を専有部分に保管する場合を除く。）
- (9) エレベータ内に自転車を乗せる行為。（ただし、自転車を折りたたみ、又は解体し、袋に収納した上で、共用設備を破損させないように持ち運ぶ場合を除く。）
- (10) 許可なく動物を飼育、持ち込む行為。
- (11) 発火、引火、爆発等の恐れのある危険物、及び鉄砲、刀剣類、悪臭を発する不潔な物品、劇薬、火薬類の持込、保管、製造する行為。
- (12) 清掃を怠り、ベランダの排水口にごみを溜める行為。（強降雨時に雨水管が詰まり専有部分へ浸水して、損害を招く原因となることがある。）
- (13) 清掃を怠り、洗濯機排水口、浴室、トイレ等を溢水させる行為。（浸水して、損害を招く原因となることがある。）
- (14) トイレで水溶性以外の紙を流す行為、及び生理用品などの固形物を流す行為。
- (15) ごみを分別せずに捨てる行為。
- (16) その他公序良俗に反する行為、及び他の入居者に迷惑、危害をおよぼす全ての行為

## (タイムパーキングの使用)

第4条 賃借人及び関係者は、タイムパーキング以外の敷地内に、車両を駐車してはならない。また車両の空ぶかし等の迷惑行為は一切禁止するものとする。

## (入館の拒否)

第5条 賃借人及び関係者が入居規則に違反した場合、サンシープラザ管理組合は是正等のため必要な、勧告又は指示若しくは警告を行い、是正されない場合入館を拒否することができる。